官庁営繕事業の事業評価概要

平成22年8月

社会資本整備審議会 建築分科会官公庁施設部会 事業評価小委員会

官庁営繕事業に係る事業評価

〈新規事業採択時評価〉

- 事業費を予算化しようとする事業について実施。
- ・新規事業の採択時において実施。
- 新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施。

〈再評価〉

- ① 事業採択後一定期間が経過している事業
 - (事業採択後<u>3年間が経過した時点で未着工</u>の事業、<u>5年間が経過した時</u> <u>点で継続中</u>の事業、再評価実施後<u>3年間が経過した時点で未着工又は</u> <u>継続中</u>の事業)
- ② 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

〈完了後の事後評価〉

- 事業完了後2年間が経過した事業に実施。
- ・事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

官庁営繕事業の新規事業採択時評価

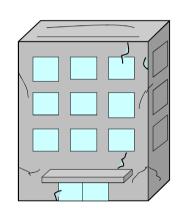
- 新規事業採択時評価では、次の三つの視点に基づき評価を実施
 - ① 事業計画の必要性
 - ② 事業計画の合理性
 - ③ 事業計画の効果
- 採択要件は、次の ①~ ③を全て満たすこと。
 - ① 事業計画の必要性に関する評点が100点以上
 - ② 事業計画の合理性に関する評点が100点 (事業と同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合など)
 - ③ 事業計画の効果
 - 【B1】 業務を行うための基本機能に関する評点が100点以上
 - 【B2】施策に基づく付加機能については、各施策の反映状況 が事業の特性に合致しているか確認。

新規事業採択時評価手法(視点ごとの評価イメージ)

■事業計画の必要性(建替え場合)

現在入居している建物の状況から、事業の必要性を評価

現在の建物に弊害が多いほど点数(建替えの必要性)が高い



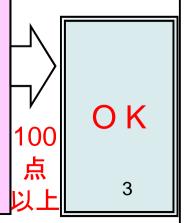
老朽による弊害解消 の必要性



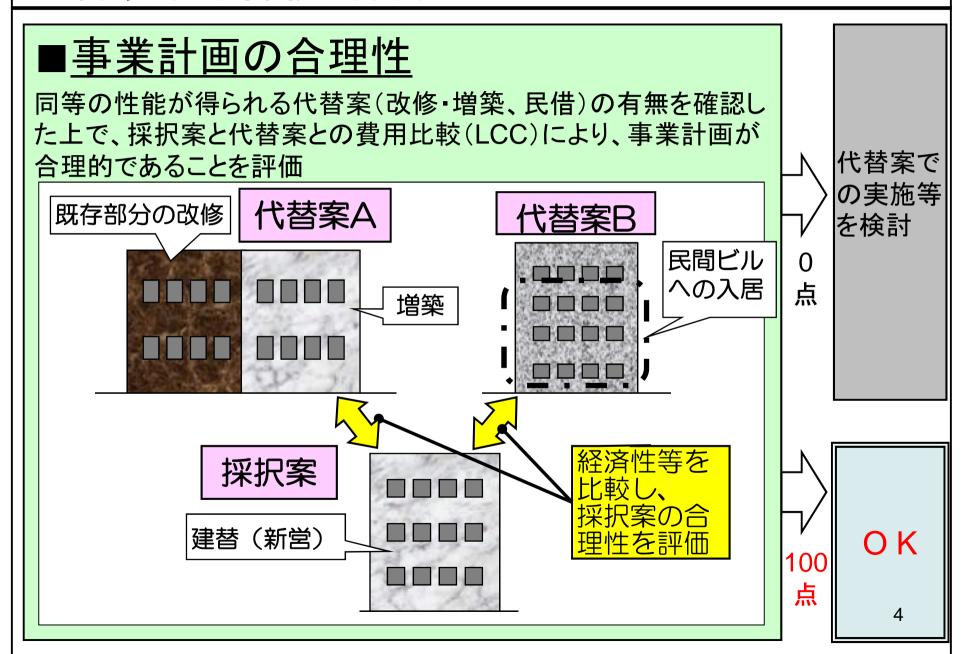
狭隘解消の必要性

その他、分散、借用の返還、施設の不備などの項目について評価する。





新規事業採択時評価手法(視点ごとの評価イメージ)



新規事業採択時評価手法(視点ごとの評価イメージ)

